

令和5年度

北名古屋沖村西部地区画整理事業  
特別会計補正予算書  
(第2号)

北名古屋市



令和5年度北名古屋市北名古屋沖村西部土地区画整理事業特別会計補正  
予算（第2号）

令和5年度北名古屋市の北名古屋沖村西部土地区画整理事業特別会計補正予  
算（第2号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定によ  
り翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」  
による。

令和6年2月22日提出

北名古屋市長 太田考則

第 1 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
2 事業費	1 事業費	沖村西部事業費	千円 329,787

